

高山村景観条例による自主的活動の支援に関する事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、高山村景観条例（平成20年高山村条例第32号。以下「条例」という。）及び高山村景観条例施行規則（平成20年高山村規則第 号。以下「規則」という）による自主的活動の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観形成村民団体

(認定の基準)

第2条 条例第22条第1項の規定による一定の区域内とは、次の各号に掲げる事項のいずれかをいう。

- (1) 1ヘクタール以上の区域
- (2) 30棟以上の建築物のある区域
- (3) 道路に300メートル以上接する区域

2 規則第14条第1項第2号の規定による多数とは、前項に掲げる区域内の土地の所有者及び借地権を有する者のおおむね3分の2以上をいう。

(認定書の交付)

第3条 景観形成村民団体の認定をしたときは、景観形成村民団体認定書（様式第1号）を交付する。

第3章 景観形成住民協定

(認定の要件)

第4条 条例第23条第1項の規定による景観形成住民協定の認定は、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

- (1) 自治区、町内会等おおむね1ヘクタール以上の一団の土地若しくはおおむね30以上の建物をその範囲に含む一団の土地又は沿道等おおむね100メートル以上にわたる土地を対象としていること。
- (2) 建築物及び工作物等の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又は対象区域内の美化等景観形成に関する事項が定められていること。
- (3) 協定の有効期間が原則として5年以上であること。
- (4) 協定の区域内の土地の所有者及び借地権を有する者のおおむね3分の2以上の合意によるものであること。

(認定の申請)

第5条 景観形成住民協定の認定を申請しようとする協定締結者の代表者は、次の各号に掲げる図書を添付した景観形成住民協定認定申請書（様式第2号）を村長に提出するものとする。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定の区域を示す図面

(認定書の交付)

第6条 景観形成住民協定の認定をしたときは、景観形成住民協定認定書（様式第3号）を交付する。

(概要の公表)

第7条 条例第23条第2項の規定による景観形成住民協定の概要の公表は、村広報及び村ホームページに掲載して行うものとする。

(変更及び廃止)

第8条 景観形成住民協定として認定された協定について、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更が生じた場合又は協定が廃止された場合には、協定締結者の代表者は、景観形成住民協定変更等届出書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

景観形成村民団体認定書

高山村景観条例第22条第1項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 団体の名称
- 4 団体の活動区域
- 5 団体の活動内容

様式第 2 号（第 5 条関係）

景観形成住民協定認定申請書

年 月 日

高山村長 様

住 所
氏 名

下記の協定について、高山村景観条例第 23 条の規定により景観形成住民協定として認定してください。

記

協定の名称			
協定に係る区域 (地名)			
協定者数		住民等の数	

(添付書類)

- 1 協定書の写し
- 2 協定により定められた区域を示す図面

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

景観形成住民協定認定書

高山村景観条例第23条第1項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 協定の名称
- 4 協定に係る区域
- 5 協定者数

様式第4号（第8条関係）

景観形成住民協定変更等届出書

年 月 日

高山村長 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで景観形成住民協定として認定された
記のとおり（変更が生じました・廃止しました）ので届け出ます。

協定について、下

記

1 変更が生じた場合

変更が生じた期日				
変更のあった事項				
変 更 の 状 況	変 更 前		変 更 後	

2 廃止した場合

(1) 廃止年月日 年 月 日

(2) 廃止した理由

(備考) 廃止した場合、交付されている景観形成住民協定認定書を添付してください。